

別記様式第1号(第四関係)

北房地区活性化計画

岡山県真庭市

令和5年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 北房地区活性化計画

都道府県名 岡山県

市町村名 真庭市

地区名(※1) 北房地区

計画期間(※2)

令和5年度～令和7年度

目 標 : (※3)

北房地区は、岡山県の中央部、真庭市の最南端に位置し、国道313号が東西に横断し、中国縦貫自動車道と中国横断岡山自動車道岡山米子が結節する交通の要衝で、北房インターチェンジは真庭市の南の玄関口となる交通の利便性に恵まれた地区である。

地域産業の主軸である農業については、従事者の高齢化による担い手不足、また耕作放棄地の増大等の課題がある一方、新規就農者の移住等により地域の特産物であるぶどうの新規栽培も一定数存在する。それら農業生産により産出された農産物の販売においては、市場流通のほか消費者自身が産地へ足を運び商品を購入するといった多様なニーズに応える必要があり、さらに直売施設への農産物出荷は地域の小規模農業従事者の生きがい対策の側面も持ち合わせており、農産物直売施設の機能拡充は喫緊の課題である。北房地区には特産品販売施設「コスモスの里特産品ふれあいセンター」があるが、オープンから約30年以上が経過し、全体的に老朽化が進むとともに、売り場面積が手狭になっている。

そこで、売り場の拡大による販売力強化と施設の利便性・魅力向上を図り、施設を利用する生産者と消費者の満足度を高め、市内農産物等の消費拡大、農家の所得向上と生産力強化、交流人口の拡大を図るため、コスモスの里特産品ふれあいセンターを解体し、新たに農産物直売所を整備し、地域外から人を呼び込み、農業振興や周辺観光も含めて地域活性化につなげることを目標とする。

定量的な目標としては、①14,951千円の地域産物の販売額増加、②7,571人の交流人口の増加を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

北房地区は、岡山県の中央部、真庭市の最南端に位置する地区である。真庭市を南北に流れる旭川の支流のひとつ備中川(びっちゅうがわ)上流域にあり、岡山県北部では比較的温暖な気候の地域である。自然環境は独特で、岡山県北西部のカルスト台地から湧出・流出する備中川の水はカルシウム分を多く含み、旭川支流の中では珍しい「中硬水」の性質を持っている。

交通面では、国道313号が東西に横断し、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道岡山米子線が結節する交通の要衝で、北房インターチェンジは真庭市の南の玄関口となっている。岡山市や倉敷市などの県南都市部からは高速道路で約1時間以内のアクセス圏内にあり交通の利便性は高く、現在整備中の岡山自動車道全線4車線化の影響もあり、来客者も増加しつつある。

行政機関や農協、金融機関、商店などが集まる皆部(あざえ)エリアを中心に発展し、「皆部商店街」には酒蔵や民宿などがあり、往時の繁栄の名残がある。

北房地域の基幹産業である農業は、良質な土壌と水に恵まれ豊富である。米や大豆のほか、近年ではトマトやナス、ピーマンなどの野菜類の品目は多い。さらに昼夜の寒暖差を生かしたニュービーオーネやシャインマスカットなどの品質の良いぶどうの栽培が盛んである。

観光資源では、備中川流域に乱舞する「ホタル」や地域住民により植栽されている「コスモス」、国指定史跡の大谷・定古墳群をはじめとする200基以上の古墳群、2月に開催され300年以上の伝統をもつ「北房ぶり市」、10月に開催される「北房コスモスマつり」など、観光スポット・イベントが存在する。また、岡山県指定天然記念物の「備中鐘乳穴(びっちゅうかなちな)」など、カルスト台地特有の鐘乳洞が点在している。備中鐘乳穴は、全国的にも珍しい「ヒメボタル」の発生地として有名である。

現状と課題

本市は、東西に約30km、南北に約50kmの広がりを持っており、多様な地理的、気象的条件により各地域で特色ある農業経営が行われている。北部地域では蒜山大根、花き、そば、乳製品、水稲、菌茸類等が主要産物となっているほか、南部地域では水稲、大豆、野菜、ピオーネや梨等の果樹が主要産物となっている。

令和2年の総農家数は、4,385戸(うち販売農家数は2,648戸)、経営耕地面積は3,504haで、このうち水田が64.9%、1戸当たりの経営耕地面積は79.9aと県平均の72.5aを上回っている。

しかし、農作物作付け状況を見ると年々減少傾向にあり、令和2年と昭和60年を比較すると、雑穀以外で大きく落ち込んでいる。

また、農業生産の基盤である農業用施設の老朽化も進み、更新が必要なものも多く見受けられるが農業従事者の高齢化により適切な維持管理が困難な状況となっている。

近年、安全安心への意識の高まり等により、消費者の農畜産物へのニーズは多様化している。このような状況の中、本市の豊かな地域資源を生かした農畜産物の高付加価値化の推進、環境に配慮した農業の推進、JA(農業協同組合)等と連携した農産品のブランドづくり、流通システムの確立、意欲ある農家・新規就農(業)者・担い手の育成等が必要である。

また、平地に比べ傾斜地が多く、まとまった農地も少ない中山間地域を中心に荒廃農地や有害鳥獣の被害も増加していることから、農業の多面的機能の維持・確保のための更なる施策推進が必要である。

地域農産物の販売促進に関して、本市では「真庭あぐりネットワーク」事業を実施し、北房地区の「コスモスの里特産品ふれあいセンター」をはじめ市内7箇所の農産物直売施設と大阪府高槻市及び滋賀県守山市にある農産物直売施設「真庭市場」をつなぎ、各直売施設間の流通と京阪神地域(真庭市場)による販路拡大を行っている。しかしながら「コスモスの里特産品ふれあいセンター」は、オープンから30年以上経過し、全体的に老朽化が進むとともに、売り場面積が手狭になっており、生産者や消費者、そして本市の南の地域振興拠点として魅力ある施設になっていない状況である。

今後の展開方向等(※4)

北部と南部の気候風土の違いを生かした農産物の生産と、近年の市場における消費者の食の安全性等への関心の高まりに対応するため、環境に配慮したバイオ液肥や里海米を活用した資源循環型農業の技術研究、活用の方策の検討・施策の実施を推進するなど、生産者の想いや人のぬくもりが伝わる農産物のブランド化を進める。

また、JA等と連携・協力し、マーケティングによる販路の拡大・確保と生産性向上に取り組む。

さらに、生産組合・商工業者等との連携により、農畜産物やジビエなど豊かな地域資源を生かし、生産から加工・販売を結んだ新商品開発や新事業の推進、農業の6次産業化の推進等に努める。これを支えるほ場、かんがい排水施設、農道、農産物加工場等の生産基盤については、整備・維持管理等を推進するとともに、農業の自然循環機能の維持・増進(環境にやさしい農業の推進)に努める。

また、本市は県内有数の優良和牛生産先進地のため、畜産の更なる振興に努める。ジャージー牛については日本有数の飼育頭数を誇っており、特色のある酪農振興や新たな加工への展開の可能性を含め、観光面にも活用していく。

これに加え、「食育」活動の推進と産地(外)消運動の展開を図り、域内外への流通体制づくりを推進する。

また、生産規模を問わず、農業に意欲のある人材を掘り起こし、認定農業者、集落営農組織及び新規就農者等の育成に努め、さらにスマート農業技術の普及、導入の推進など担い手の育成・確保と活気ある農村づくりによる農業の振興を図る。

中山間地域の農地の持つ地域の保全・洪水の防止・緑豊かな景観の形成など大切な役割を維持するため、中山間地域直接支払制度等、中山間地域の農業振興を推進する。

本市では、JAと連携した小規模農家対策として、本市が委嘱する「まにわ園芸相談員」(営農指導者)により、小規模農家グループに対し実践的な営農指導を行い、出荷意欲が増した生産者に対しては、農産物直売施設への新規登録料の助成制度を設けるなど、小規模農家でも参入しやすい仕組みづくりを整えている。

北房地区においては、老朽化したコスモスの里特産品ふれあいセンターを解体し、新たに直売所機能を充実させた農産物直売施設の整備をすることで、販売力の強化と施設の利便性・魅力向上を図り、市内農産物等の消費拡大、生産力強化と農家の所得向上、交流人口の拡大につなげる。

特に地域の特産品であるニューピオーネやシャインマスカットなど品質が良く高価なぶどうの生産力を強化し、岡山自動車道の全線4車線化を強みとして県南からの来訪者を呼び込み、消費拡大と所得向上につなげていく。

さらには、令和5年1月から市内で使えるデジタル地域通貨「まにこいん」の運用を開始した。スマートフォン等にチャージしたポイントや社会貢献活動で得たポイントを使用し、加盟店において電子決済(キャッシュレス決済)の手段で支払ができ、地域内経済循環の強化につながる。

これらの取組のように、創意工夫し、今までの常識とは異なる農業と地域の仕組みを展開し、地域の活性化を進めて行く。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
真庭市	北房地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	晴れの国岡山農業協同組合	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

北房地区(岡山県真庭市)	区域面積(※2)	7,118ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 区域面積 7,118haのうち、農林地面積がしめる割合は、84.2%((林地面積5,118ha+耕地面積879ha)÷区域面積)である。 また第1次産業就業者が全体の18.7%(令和2年国勢調査就業状態等基本集計:第1次産業452人/総数2,412人)を占めている。以上のことから農業が北房地域の重要な産業である。		
②法第3条第2号関係: 北房地域の人口は、合併当初の平成17年4月は6,365人であったが、令和4年12月には4,714人となっており、合併後17年で1,650人も減少している。高齢化率(人口のうち65歳以上が占める割合)は42%を超えており、地域の活性化の為に、農林業と観光を中心とした3次産業を融合させるとともに、個々の農林業の経営者の所得を向上させ、魅力ある地域づくりを実践し、定住を促進させるために、観光客を中心として都市部との交流も進めることが不可欠と考えられる。		
③法第3条第3号関係: 市街地化は市の中南部の一部のみで、その他は民家が集合しているか点在している状況であり、この計画には市街地を形成している区域は含まれていない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 活性化事業の実施に関する事項

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の内外	市街化調整区域の内外		
①	真庭市上水田	6328-1	田	宅地	787				
②	真庭市上水田	6329-1	田	雑種地	234				
③									

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が農振法上の農用地等に該当する場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号(土地の所在)(※6)	備考
①	新築	地域連携販売力強化施設		建築面積251.52㎡・農産物直売所	①②	
②						
③						

【記入要領】

※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。

※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。

また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。

※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれか該当するものを記載すること。

※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

※6 「土地番号(土地の所在)」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号へ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

※1 「転用の時期」には、「(別添1)農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。

※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。

※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)

(2) 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(3) 当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

(4) 当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面

(5) 当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)

(6) その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為(農振法第15条の2第1項)を行う場合の記載事項

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号へ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

(2) その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

【記入要領】

※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

※2 「農用地等としての利用を困難にしないための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。

※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面

(2) 当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。

(3) その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。

また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在(※3)	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

【記入要領】

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2)当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3)特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図

② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)

③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)

④ その他参考となるべき書類

(4)建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)

② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名： _____ (※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

--

(2) 目標

--

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
<input type="checkbox"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
<input type="checkbox"/>	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)	
3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	

② 実施区域

--

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

--

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- (2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの
- (3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
農地維持支払	年度	年度
資源向上支払(共同)	年度	年度
資源向上支払(長寿命化)	年度	年度
中山間地域等直接支払	年度	年度
環境保全型農業直接支払	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)						うち遊休農 地面積
	田	畑	草地	採草放牧地	計	
多面支払	a	a	a		a	a
	a	a	a	a	a	a
中山間直払	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	a	a
取組 面積 (※2)	環境直払					a

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		km	km
うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	km	km	箇所

3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

【記載要領】

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。

※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要領別紙第2の1の(2)活動計画書のIVの4の交付金額の取組面積の合計を記載するものとする

(別添)

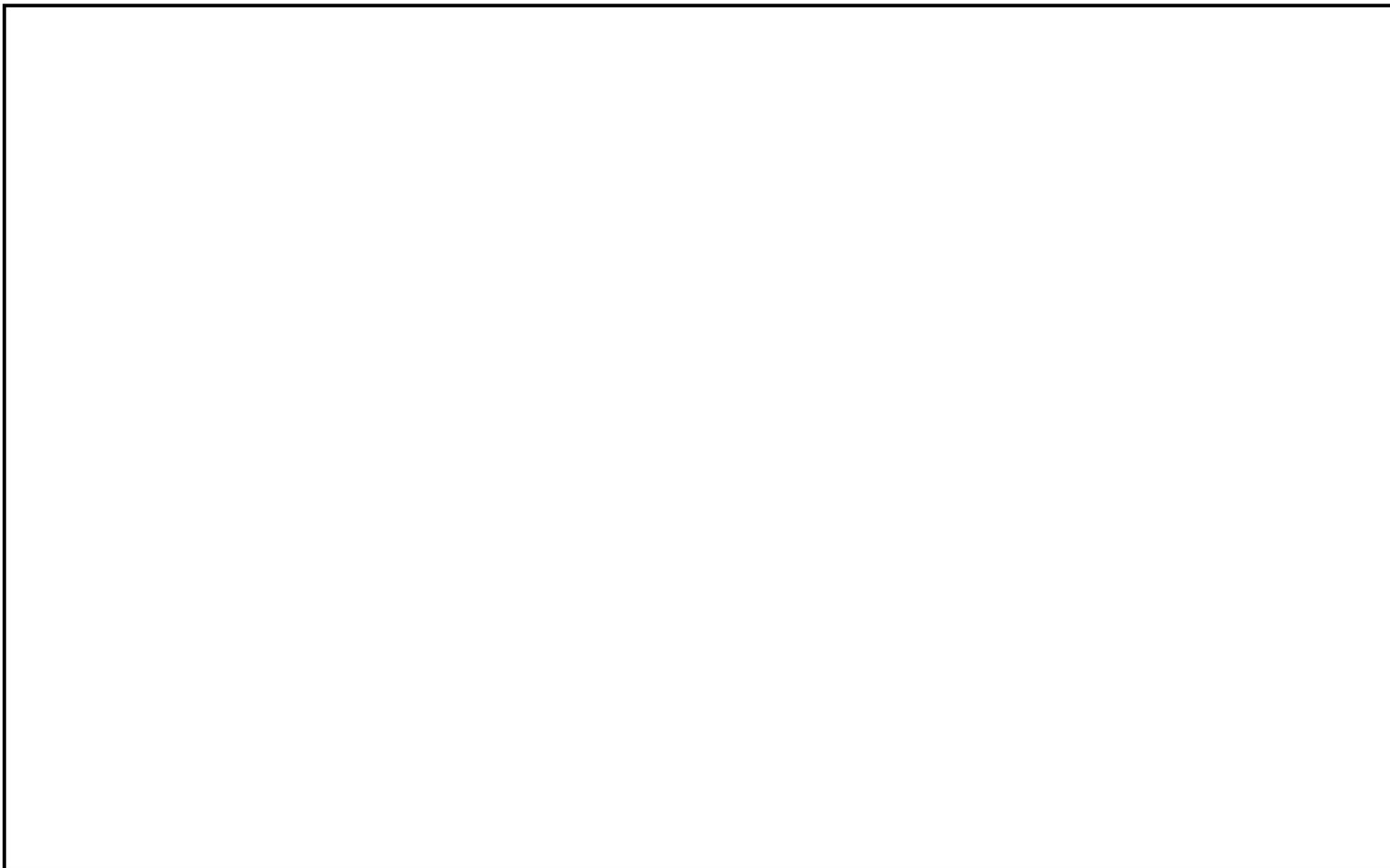
実施区域位置図

組織名称:

1号事業(多面支払)

2号事業(中山間直払)

3号事業(環境直払)



10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画目標達成については、整備する直売所による地域産物の販売額の増加に着眼し、評価・検証を行う。既存の特産品販売施設「コスモスの里特産品ふれあいセンター」の令和2年度から令和4年度までの売上額の平均値と令和6年度から令和8年度までの整備する直売所の売上額の平均値の比較により評価を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。